



■F3-1-2. IFRSと日本基準比較表 (概要)

論点 NO	論 点	日本基準	IFRS	差異
(2) 具体的な取扱い				
F008	無形資産に該当するかの判定 (繰延資産)	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3(1)-(5)) 限定された下記繰延資産について、 <u>資産計上</u> が認められている ・株式交付費 ・社債発行費等 ・創立費 ・開業費 ・開発費	明文規定なし 無形資産の定義に該当するもののみ、資産計上 ※具体的な取扱いを検討すると・・・ A) 株式交付費・社債発行費等・創立費 金融商品の取引コストとして、 <u>当初認識に含める</u> (IAS39.適ガE.1.1) B) 創立費(上記以外)・開業費・開発費 <u>発生時に費用計上</u> (IAS38.68)	○
F009	無形資産に該当するかの判定 (排出権)	(排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い 4(1)) <u>自社使用目的で他社から購入する場合</u> 、排出クレジットは資産計上 ※無形固定資産 or 投資その他の資産に計上	明文規定なし <u>キャップ・アンド・トレード方式の排出権市場参加者が取得した排出権(控)</u> は、無形資産に該当すると思われる ※IFRIC-3「排出権」は現在撤回されている状態にある	
F010	無形資産に該当するかの判定 (Webサイト費用)	明確な規定なし 実務上、社内利用ソフトウェアとして「研究開発費等に係る会計基準」に従って処理されている	(SIC32.7) <u>自己創設無形資産</u> に該当する (IAS-38に従って、無形資産or費用計上すべきか決定)	*
F011	無形資産に該当するかの判定 (サービス譲与契約) ※公共サービスのインフラに関して、企業が一定期間サービス提供する場合	明文規定なし	(IFRIC12.12,15,17) 公共サービスの利用者に対価を請求する権利は、 <u>無形資産の定義に合致する場合は無形資産として認識</u> ※インフラそのものの支配権は譲り受けているわけではないため、有形固定資産として認識することは不可	*
II. 認識				
1. 一般原則				
F012	無形資産の認識要件	明文規定なし	(IAS38.18,21) <u>下記2要件を満たす場合のみ</u> 認識 ①将来の経済的便益の流入可能性が高い ②取得原価を信頼性をもって測定可能 ※別途、無形資産の定義を満たしている必要あり	○
F013	【要件1】に関する留意事項 (将来の経済的便益の見積り)		(IAS38.22-23) ・ <u>資産の耐用年数</u> にわたる <u>最善の見積り・合理的な前提</u> を基礎とする ・当初認識時に入手可能なもののうち、外部証拠により重点をおいて判断	*
2. 具体的な取扱い				
F014	無形資産の認識に関する取扱い (自己創設のれん)	(企業会計原則注解25) 資産として <u>認識不可</u>	(IAS38.48) 資産として <u>認識不可</u>	
F015	無形資産の認識に関する取扱い (自己創設無形資産)	(研究開発費等に係る会計基準 三及び(注3)) <u>すべて発生時の費用</u> として処理 ※ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理 ※研究開発に該当する部分はすべて費用処理されるため、資産計上されるのは研究開発段階を終了した部分(プロトタイプ完成後)のみ	(IAS38.54,57) 研究費・・・ <u>発生時に費用</u> として認識 開発費・・・ <u>下記6要件すべて立証可能な場合のみ</u> 、資産認識(強制) ①技術上の実行可能性 ②企業の意図(完成させ、使用or売却する) ③使用or売却できる能力がある ④蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法 (例) 市場の存在、内部利用による有用性の立証 ⑤技術上・財務上及びその他の資源の利用可能性 ⑥開発期間中の支出額を信頼性をもって測定可能 ※コンピュータ・ソフトウェアの研究開発費に対処する個別の指針はない	○
F016	> 研究活動の例		(IAS38.56) ・新知識の入手を目的とする活動 ・研究成果 or 他の知識の応用調査・評価・最終的選択 ・材料・装置・製品・工程・システム・サービスに関する代替手法の調査 ・新規 or 改良された材料・装置・製品・工程・システム・サービスに関する有望な代替手法等についての定式化・設計・評価・最終的選択	